# 2020 年農林業センサス-農林業経営体調査-結果の概要(確定値)

[2020年2月1日現在]

# 目次

	調査結果の概要(確定値) 】	1
1	農林業経営体	1
2	農業経営体	1
	(1) 農業経営体数	1
	(2)組織形態別経営体数	2
	(3)経営耕地面積規模別経営体数	3
	(4)農産物販売金額規模別経営体数	4
	(5) 農業経営組織別経営体数	5
	(6)農産物の販売金額1位の出荷先別経営体数	6
	(7)経営耕地の状況	7
	(8) 経営耕地面積規模別面積	8
	(9)農産物出荷先別経営体数	9
	(10) 農業生産関連事業を行っている経営体の事業種類別経営体数	10
	(11) 青色申告を行っている経営体数	11
	(12) データを活用した農業を行っている経営体数	11
	(13) 農業労働力(雇用者)	11
	(14) 経営方針の決定参画者の有無別経営体数(個人経営体)	11
	(15) 主副業別経営体数(個人経営体)	12
	(16) 基幹的農業従事者数(個人経営体)	12
3	林業経営体	14
	(1) 林業経営体数	14
	(2)保有山林面積規模別経営体数	14
	(3)素材生産量	15
4	総農家等	15
【調	査の概要】	16
1	調査の目的	16
2	根拠法規	16
3	調査体系	16

4	調	<u> </u>  查事項	16
5	調	<b>]查期日</b>	16
6	調	<b>5</b> 直方法	16
7	20	020 年調査の主な変更点	17
	(1	) 調査対象の属性区分の変更	17
	(2	。) 調査項目の見直し	17
8	集	<b>〔計方法</b>	17
9	経	を営体について	17
10	F	用語の解説	18
	(1)	農林業経営体	18
	(2)	組織形態別	19
	(3)	労働力等	19
	(4)	農業経営体	20
	ア	· 土地	20
	イ	農産物の販売	23
	ウ	農業経営組織別	23
	エ	- 農業経営の取組	23
	(5)	個人経営体	25
	ア	主副業別	25
	イ	農業従事者等	25
	(6)	林業経営体	26
	ア	・ ・ 保有山林の状況	26
		素材生産	
		総農家等	
11	拜	利用上の注意	27

# 【調査結果の概要(確定値)】

# 1 農林業経営体

農林業経営体数は、2020年2月1日現在で27,115経営体となりました。このうち、農業経営体は26,893経営体で、林業経営体は498経営体となりました。

農林業経営体を市町村別にみると、田原市が 2,987 経営体(全体に占める割合 11.0%)で最も多く、次いで豊橋市が 2,744 経営体(同 10.1%)、豊田市が 2,081 経営体(同 7.7%)、豊川市が 1,691 経営体(同 6.2%)、新城市が 1,297 経営体(同 4.8%)の順となっています。(統計表第 1 表、表 1)

なお、本県の農林業経営体数は全国第19位で、全国に占める割合は2.5%となっています。

# 表 1 農林業経営体数

単位:経営体、%

	区 分				
		農林業経営体	農業経営体	林業経営体	
	2015年	36, 470	36, 074	1,314	
	2020年	27, 115	26, 893	498	
	構成比	100.0	99. 2	1.8	
	対前回増減率	△ 25.7	△ 25.5	△ 62.1	

注: 1経営体で農業経営体と林業経営体の両方に該当する場合は、それぞれに計上されています。

# 2 農業経営体

#### (1)農業経営体数

農業経営体数は、26,893 経営体で、前回(2015年調査)に比べ9,181 経営体(△25.5%) の減少となっています。

市町村別に農業経営体数をみると、田原市が 2,987 経営体(全体に占める割合 11.1%)で最も多く、次いで豊橋市が 2,741 経営体(同 10.2%)、豊田市が 1,994 経営体(同 7.4%)、豊川市が 1,685 経営体(同 6.3%)、新城市が 1,261 経営体(同 4.7%)の順となっています。

400 経営体以上減少したのは、豊橋市 ( $\triangle$ 781 経営体)、豊田市 ( $\triangle$ 658 経営体)、豊川市 ( $\triangle$ 523 経営体)、西尾市及び弥富市 (両者とも $\triangle$ 457 経営体)、岡崎市 ( $\triangle$ 445 経営体)、稲沢市 ( $\triangle$ 415 経営体)、の7市となっています。(統計表第1表)

# (2) 組織形態別経営体数

組織形態別に農業経営体数をみると、法人化している経営体は 618 経営体 (全体に占める 割合 2.3%)、法人化していない経営体は 26,272 経営体 (同 97.7%)、地方公共団体・財産 区は3経営体 (同 0.0%) となっています。

前回に比べ、法人化している経営体は7経営体(1.1%)の増加となり、法人化していない経営体は9,188経営体( $\triangle$ 25.9%)の減少、地方公共団体・財産区は同数(0.0%)、となっています。

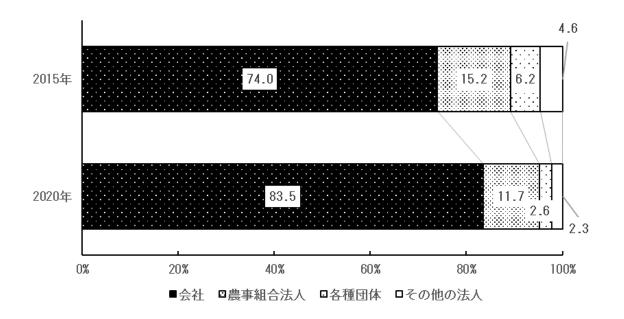
法人化している経営体の内訳をみると、会社は516経営体(法人化している経営体全体に 占める割合83.5%)、農事組合法人は72経営体(同11.7%)、各種団体は16経営体(同2.6%)、 その他の法人は14経営体(同2.3%)となっています。(統計表第3表、表2、図1)

# 表 2 組織形態別農業経営体数

単位:経営体、%

	区分	計	法人化して いる経営体	法人化して いない経営体	地方公共団体・財産区
	2015年	36, 074	611	35, 460	3
	2020年	26, 893	618	26, 272	3
	構成比	100.0	2.3	97. 7	0.0
対前回増減率		△ 25.5	1.1	△ 25.9	0.0

図1 法人化している経営体の構成比



#### (3) 経営耕地面積規模別経営体数

経営耕地面積規模別に農業経営体数をみると、「0.3~1.0ha」層が16,663経営体で、構成 比62.0%と最も大きな割合を占めています。

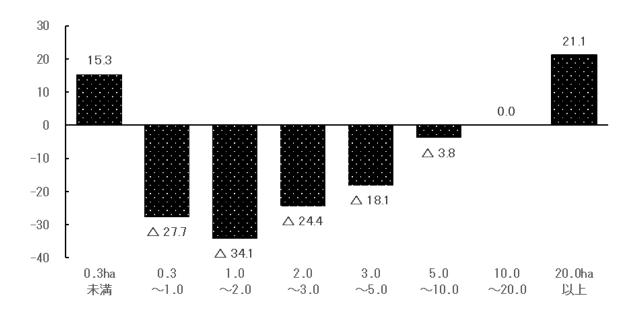
また、前回に比べ、「 $0.3\sim1.0$ ha」層、「 $1.0\sim2.0$ ha」層、「 $2.0\sim3.0$ ha」層、「 $3.0\sim5.0$ ha」層及び「 $5.0\sim10.0$ ha」層はいずれも減少、「 $10.0\sim20.0$ ha」層は同数となっているものの、「0.3ha 未満」層及び「20.0ha 以上」の層では増加となり、なかでも、「20.0ha 以上」の層の増加率が最も高く、経営規模の拡大傾向がみられました。(統計表第4表、表3、図2)

経営耕地面積規模別に農業経営体の経営耕地面積の集積割合をみると、2 ha 以上の農業経営体の割合が10.9%となり、前回に比べ1.3 ポイント高くなっています。

# 表 3 経営耕地面積規模別経営体数

単位:経営体、% 0.3ha 0.3 1.0 2.0 3.0 5.0 10.0 20.0ha 計 区分 未満  $\sim 1.0$  $\sim$  2.0  $\sim 3.0$  $\sim 5.0$  $\sim 10.0$  $\sim$  20.0 以上 2015年 2,002 23,036 1,579 977 470 36,074 7,575 184 251 2020年 26,893 2,308 16,663 4,989 184 304 1, 193 800 452 構成比 100.0 8.6 62.0 18.6 4.4 3.0 1.7 0.71.1 対前回増減率 △ 34.1 △ 25.5 15.3 △ 27.7 △ 24.4 △ 18.1 △ 3.8 0.0 21.1

図2 経営耕地面積規模別経営体数の対前回増減率(単位:%)



# (4) 農産物販売金額規模別経営体数

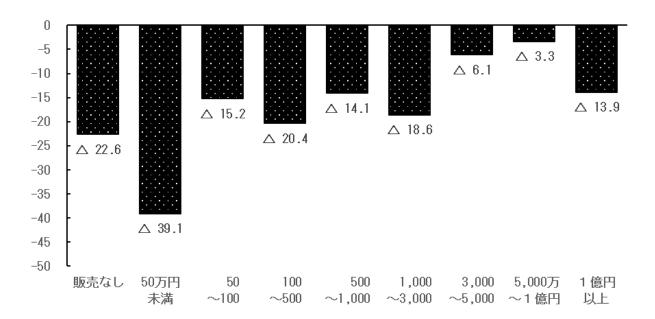
農産物販売金額規模別に農業経営体数をみると、「50万円未満」層が7,711経営体で、構成比28.7%と最も大きな割合を占めています。

なお、前回に比べ、いずれの層においても減少となっています。(統計表第5表、表4、図3)

# 表 4 農産物販売金額規模別経営体数

単位:経営体、% 100 500 1,000 3,000 5,000 50 50万円 1億円 区分 販売なし 計 未満 以上 500 1,000 3,000 5,000 1億円 100 2015年 36,074 12,664 3,649 6,201 2,394 4,317 5, 104 962 510 273 2020年 26,893 3,948 7,711 3,093 4,938 2,056 3,516 903 493 235 構成比 100.0 28.7 18.4 7.6 13.1 1.8 14.7 11.5 3.4 0.9 対前回増減率 △ 25.5  $\triangle$  22.6 △ 39.1 △ 15.2 △ 20.4 △ 14.1 △ 18.6  $\triangle$  6.1  $\triangle$  3.3 △ 13.9

図3 農産物販売金額規模別経営体数の対前回増減率(単位:%)



# (5) 農業経営組織別経営体数

農業経営組織別に農業経営体数をみると、単一経営経営体は 19,050 経営体、準単一複合経営経営体及び複合経営経営体は 3,895 経営体となっています。販売のあった経営体に占める割合をみると、単一経営の稲作が 40.4%と前回に引き続き最も大きな割合を占めています。前回に比べ、単一経営体は 5,260 経営体 (△21.6%)、準単一複合経営及び複合経営体は 2,765 経営体 (△41.5%)、それぞれ減少となっています。(統計表第6-1表、統計表第6-2表、表5)

# 表 5 農業経営組織別農業経営体数

単位:経営体、%

区分 販売のあった 経営体		2020年	構成比	2015年	対前回 増減率
		22, 945	100.0	30, 970	△ 25.9
単	-一経営経営体	19, 050	83. 0	24, 310	△ 21.6
	稲作	7, 699	33. 6	11, 294	△ 31.8
	麦類作	15	0.1	52	△ 71.2
	雑穀・いも 類・豆類	70	0.3	66	6. 1
	工芸農作物	159	0.7	174	△ 8.6
	露地野菜	3, 436	15.0	4, 186	△ 17.9
	施設野菜	2, 162	9. 4	2, 184	△ 1.0
	果樹類	2, 475	10.8	2,850	△ 13.2
	花き・花木	2, 235	9.7	2, 598	△ 14.0
	その他の作物	273	1. 2	191	42. 9
	酪農	170	0.7	247	△ 31.2
	肉用牛	127	0.6	157	△ 19.1
	養豚	93	0.4	156	△ 40.4
	養鶏	113	0.5	136	△ 16.9
	養蚕	-	0.0	-	0.0
	その他の畜産	23	0.1	19	21. 1
	一複合経営 複合経営経営体	3, 895	17. 0	6, 660	△ 41.5

#### (6) 農産物の販売金額1位の出荷先別経営体数

農産物の販売金額1位の出荷先別に農業経営体数をみると、全ての出荷先において、前回に比べそれぞれ減少しています。農産物販売金額1位の出荷先別経営体数を出荷先別の割合でみると、農協が58.4%と一番高く、次いで卸売市場(13.3%)、消費者に直接販売(10.2%)の順となっています。

農産物の販売のあった経営体数を市町村別にみると、田原市 2,907 経営体(全体に占める割合 12.7%)、豊橋市 2,561 経営体(同 11.2%)、豊川市 1,581 経営体(同 6.9%)の順となっています。

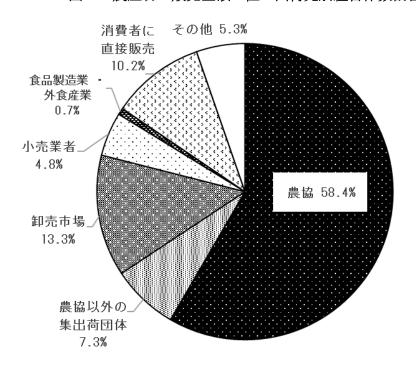
なお、農産物の販売金額1位の出荷先を市町村別にみると、農協は田原市1,831経営体(農協全体に占める割合13.7%)、豊橋市1,549経営体(同11.6%)、豊川市1,065経営体(同7.9%)、卸売市場は田原市490経営体(卸売市場全体に占める割合16.1%)、豊橋市413経営体(同13.6%)、稲沢市243経営体(同8.0%)、消費者に直接販売は豊田市266経営体(消費者に直接販売全体に占める割合11.4%)、新城市170経営体(同7.3%)、豊橋市108経営体(同4.6%)の順となっています。(統計表第7表、表6、図4)

#### 表 6 農産物の販売金額 1 位の出荷先別経営体数

単位:経営体、%

	区分	計	農協	農協以外の 集出荷団体	卸売市場	小売業者	食品製造業 ・外食産業	消費者に 直接販売	その他
	2015年	30, 970	18, 584	2, 145	4, 340	1, 380	237	2, 968	1, 316
	2020年	22, 945	13, 399	1,676	3, 045	1, 098	167	2, 343	1, 217
	構成比	100.0	58. 4	7.3	13. 3	4.8	0.7	10. 2	5. 3
	対前回増減率	△ 25.9	△ 27.9	△ 21.9	△ 29.8	△ 20.4	△ 29.5	△ 21.1	△ 7.5

# 図4 農産物の販売金額1位の出荷先別経営体数割合



#### (7)経営耕地の状況

農業経営体の経営耕地面積は 43, 258ha で、前回に比べ 4, 927ha ( $\triangle$ 10. 2%) の減少となっています。経営耕地面積のうち、借入耕地面積は 21, 666ha で、前回に比べ 1, 642ha (8. 2%)の増加となっています。(表 7)

耕地種類別にみると、田は28,556ha(全体に占める割合66.0%)、畑は11,961ha(同27.7%)、 樹園地は2,741ha(同6.3%)となっています。

前回に比べ、田は 2, 213ha ( $\triangle$ 7. 2%)、畑は 2, 174ha ( $\triangle$ 15. 4%)、樹園地は 540ha ( $\triangle$ 16. 5%)、 それぞれ減少となっています。

なお、経営耕地のある経営体1経営体当たりの平均経営耕地面積は 1.66ha となり、前回に比べ 0.30ha (22.1%) の増加となっています。

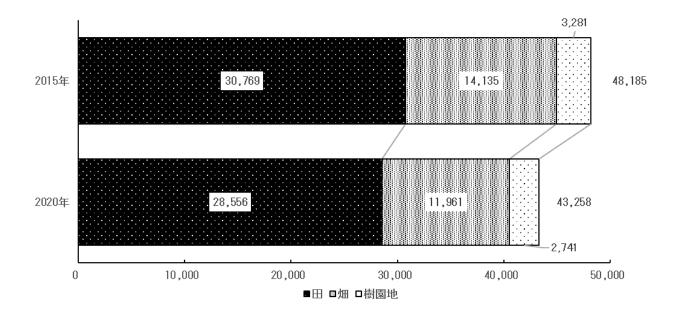
また、経営耕地面積を市町村別にみると、500ha 以上減少した市町村は、豊橋市 ( $\triangle$ 994ha) 及び田原市 ( $\triangle$ 513ha) の 2 市となっています。 (統計表第 8 表、表 7、図 5)

# 表7 経営耕地のある経営体数と経営耕地面積

単位:経営体、ha、%

				<u> </u>	
	区分	経営耕地のある 経営体数	借入耕地のある 経営体数	経営耕地総面積	借入耕地面積
	2015年	35, 403	9, 967	48, 185	20, 024
	2020年	26, 006	6, 904	43, 258	21,666
	構成比	_	26. 5	ı	50. 1
3	対前回増減率	△ 26.5	△ 30.7	△ 10.2	8. 2

図5 経営耕地種類別面積の構成(単位:ha)



# (8) 経営耕地面積規模別面積

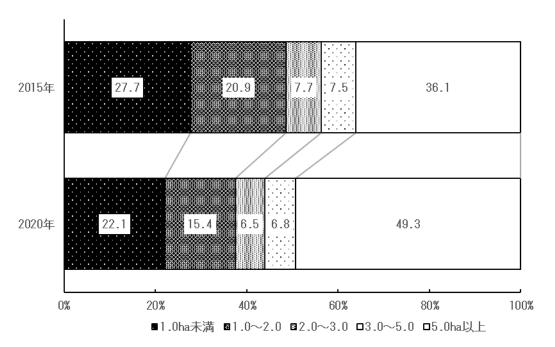
経営耕地面積規模別面積をみると、前回に比べ、5.0ha未満の各層は、いずれも減少しています。一方、5.0ha以上の層の経営耕地面積は、21,308haとなり、前回に比べ3,919ha(22.5%)増加し、全体に占める割合は49.3%となっています。 (統計表第9表、表8、図6)

# 表 8 経営耕地面積規模別面積

単位: ha、%

							<u> 卑似:na、%</u>
	区分	<del>] </del>	1.0ha 未満	1.0~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5. 0ha 以上
	2015年	48, 185	13, 366	10, 077	3, 732	3, 622	17, 389
	2020年	43, 258	9, 544	6, 655	2, 793	2, 957	21, 308
	構成比	100.0	22. 1	15. 4	6. 5	6.8	49. 3
7	対前回増減率	△ 10.2	△ 28.6	△ 34.0	△ 25.2	△ 18.4	22. 5

図6 経営耕地面積規模別面積割合



# (9) 農産物出荷先別経営体数

農産物の販売のあった農業経営体数は、22,945経営体となりました。

このうち、農産物の出荷先別に農業経営体数をみると、農協が 15,118 経営体、卸売市場が 5,116 経営体となり、前回に比べそれぞれ 5,640 経営体( $\triangle$ 27.2%)、1,944 経営体( $\triangle$ 27.5%)減少しています。

その一方で、食品製造業・外食産業が 603 経営体となり、前回に比べ 49 経営体 (8.8%) の増加となっています。

なお、農産物の出荷先別の農業経営体数を市町村別にみると、農協については、田原市 1,983 経営体(農協全体に占める割合 13.1%)、豊橋市 1,733 経営体(同 11.5%)、豊川市 1,170 経営体(同 7.7%)の順となっています。

また、卸売市場については、田原市 771 経営体(卸売市場全体に占める割合 15.1%)、豊橋市 742 経営体(同 14.5%)、豊川市 374 経営体(同 7.3%)の順となっています。(統計表第 10 表、図 7)

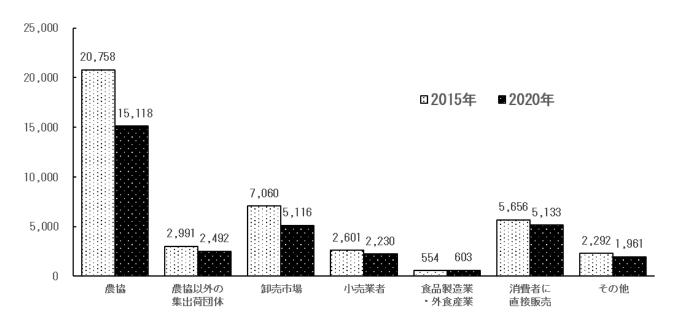


図7 農産物出荷先別経営体数(複数回答)(単位:経営体)

#### (10) 農業生産関連事業を行っている経営体の事業種類別経営体数

農業経営体が取り組む農業生産関連事業の状況についてみると、農産物の加工に取り組む 農業経営体数は662経営体となり、前回に比べ305経営体(85.4%)増加しています。

なお、レジャー型の事業に取り組む農業経営体数は、観光農園が 102 経営体、貸農園・体験農園等が 45 経営体となりました。前回に比べ観光農園は 1 経営体( $\triangle 1.0\%$ )、貸農園・体験農園等は 60 経営体( $\triangle 57.1\%$ )、それぞれ減少となっています。

また、農業経営体が取り組む農業生産関連事業を市町村別にみると、農産物の加工は豊橋市 59 経営体(農産物の加工全体に占める割合 8.9%)、田原市 57 経営体(同 8.6%)、西尾市 47 経営体(同 7.1%)、観光農園は田原市 16 経営体(観光農園全体に占める割合 15.7%)、岡崎市 15 経営体(同 14.7%)、西尾市 7 経営体(同 6.9%)、貸農園・体験農園等は名古屋市 8 経営体(貸農園・体験農園等全体に占める割合 17.8%)、刈谷市 4 経営体(同 8.9%)、岡崎市、みよし市及び新城市各 3 経営体(同 6.7%)の順となっています。(統計表第 11 表、図 8)

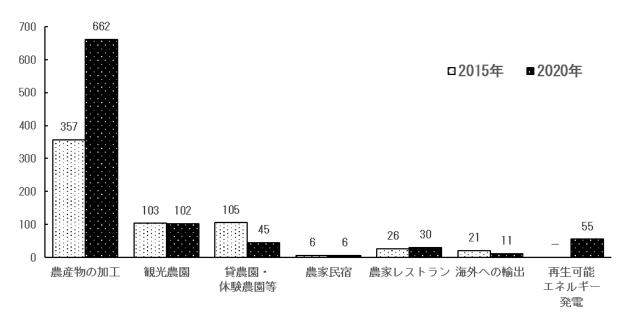


図8 農業生産関連事業への取組状況(複数回答)(単位:経営体)

(注:「再生可能エネルギー発電」は2020年からの調査である。)

#### (11) 青色申告を行っている経営体数

青色申告を行っている農業経営体数は11,722経営体で、農業経営体に占める割合は43.6% となっています。このうち、正規の簿記を行っている農業経営体数は7,999経営体で、農業 経営体に占める割合は29.7%となっています。(統計表第12表)

# (12) データを活用した農業を行っている経営体数

データを活用した農業を行っている農業経営体数は 4,498 経営体で、農業経営体に占める 割合は 16.7%となっています。(統計表第 13 表)

#### (13) 農業労働力(雇用者)

農業経営体が過去1年間に農業経営のために雇用した者は、20,862人となりました。 このうち、常雇い(あらかじめ年間7か月以上の契約で雇った者)は6,090人で、前回に 比べ4,665人( $\triangle$ 43.4%)減少となっています。

なお、臨時雇い(手伝い等を含む。)は14,772人となりました。

市町村別に、実人数をみると、田原市 3,036 人(全体に占める割合 14.6%)、豊橋市 2,533 人(同 12.1%)、西尾市 1,743 人(同 8.4%)の順となっています。なお、このうち、常雇いは田原市 1,007 人(全体に占める割合 16.5%)、豊橋市 918 人(同 15.1%)、豊川市 503 人(同 8.3%)、臨時雇いは田原市 2,029 人(全体に占める割合 13.7%)、豊橋市 1,615 人(同 10.9%)、西尾市 1,376 人(同 9.3%)の順となっています。(統計表第 14-1 表、14-2 表、14-3 表)

# (14) 経営方針の決定参画者の有無別経営体数(個人経営体)

個人経営体において、男の経営主の経営体は 10,417 経営体、女の経営主の経営体は 595 経営体となりました。(統計表第 15 表)

#### (15) 主副業別経営体数(個人経営体)

個人経営体を主副業別にみると、主業経営体は6,882経営体(全体に占める割合26.2%)、 準主業経営体は3,493経営体(同13.3%)、副業的経営体は15,853経営体(同60.4%)と なっています。

前回に比べ主業経営体は 1,806 経営体 ( $\triangle$ 20.8%)、準主業経営体は 2,894 経営体 ( $\triangle$ 45.3%)、副業的経営体は 4,482 経営体 ( $\triangle$ 22.0%)、それぞれ減少となっています。(統計表第 16 表、図 9)

#### 8,688 6,387 20,335 2015年 35,410 (18.0) (24.5)(57.4)6,882 3.493 15,853 2020年 26,228 (26.2)(13.3)(60.4)10,000 20.000 30,000 40,000 ■主業経営体 □準主業経営体 □副業的経営体

#### 図 9 主副業別農業経営体数(個人経営体)の推移(単位:経営体)

注:() 内の数値は、個人経営体に占める割合(%)である。

#### (16) 基幹的農業従事者数(個人経営体)

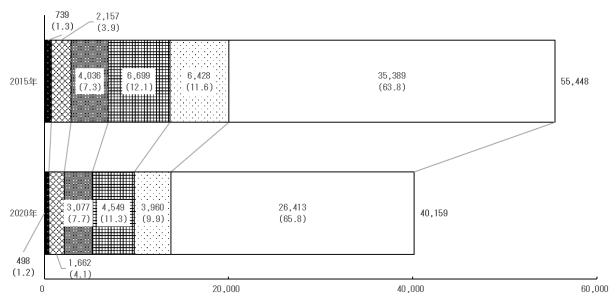
個人経営体の基幹的農業従事者は 40,159 人で前回に比べ 15,289 人 (△27.6%) の減少となっています。

なお、基幹的農業従事者の平均年齢は 67.19 歳となり、全国の平均と比べて 0.6 歳若い (「67.2 歳」とみなす。全国の平均年齢は 67.8 歳) ですが、前回 (66.8 歳) に比べ 0.4 歳上昇しました。

また、年齢階層別基幹的農業従事者をみると、「 $15\sim29$  歳」が 498 人(全体に占める割合 1.2%)、「 $30\sim39$  歳」が 1,662 人(同 4.1%)、「 $40\sim49$  歳」が 3,077 人(同 7.7%)、「 $50\sim59$  歳」が 4,549 人(同 11.3%)、「 $60\sim64$  歳」が 3,960 人(同 9.9%)、「65 歳以上」が 26,413 人(同 65.8%)となっています。この結果、基幹的農業従事者のうち 65 歳以上が占める割合は 65.8%となり、前回に比べ 2.0 ポイント上昇しています。

前回に比べ、「 $15\sim29$  歳」が241 人( $\triangle32.6\%$ )、「 $30\sim39$  歳」が495 人( $\triangle22.9\%$ )、「 $40\sim49$  歳」が959 人( $\triangle23.8\%$ )、「 $50\sim59$  歳」が2,150 人( $\triangle32.1\%$ )、「 $60\sim64$  歳」が2,468 人( $\triangle38.4\%$ )、「65 歳以上」が8,976 人( $\triangle25.4\%$ )、いずれも減少となっています。(統計表第17 表、統計表第18 表、図10、図11)。

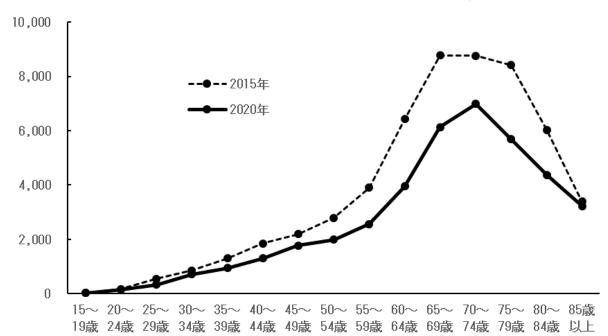
図 10 年齢別基幹的農業従事者数(個人経営体)の構成(単位:経営体)



■15~29歳 ■30~39歳 ■40~49歳 ■50~59歳 □60~64歳 □65歳以上

注:() 内の数値は、個人経営体に占める割合(%)である。

図 11 基幹的農業従事者数 (個人経営体) の推移 (単位:経営体)



# 3 林業経営体

# (1) 林業経営体数

林業経営体数は、前回に比べ6割以上減少し、498経営体となりました。

市町村別に林業経営体をみると、豊田市が 233 経営体(全体に占める割合 46.8%) で最も多く、次いで岡崎市が 85 経営体(同 17.1%)、新城市が 79 経営体(同 15.9%)、東栄町が 29 経営体(同 5.8%)、設楽町が 26 経営体(同 5.2%)の順となっています。(統計表第1表)

#### (2) 保有山林面積規模別経営体数

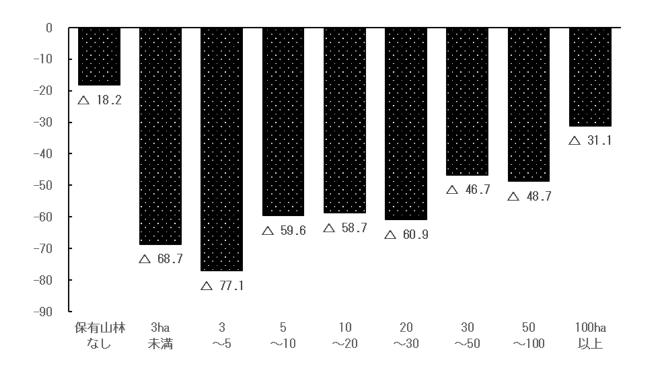
保有山林面積規模別に林業経営体をみると、「5~10ha」層が 153 経営体で、構成比 30.7% と最も大きな割合を占めています。

前回に比べ保有する経営体いずれの層でも減少しています。(統計表第19表、表9、図12)

# 表 9 保有山林面積規模別林業経営体数

単位:経営体、% 保有山林 3ha 100ha 区分  $30 \sim 50$  $3 \sim 5$  $5\sim 10$ 10~20  $20 \sim 30$ 計  $50 \sim 100$ なし 未満 以上 2015年 1,314 11 16 363 379 271 115 39 45 2020年 498 9 5 83 153 112 45 40 20 31 構成比 100.0 1.8 1.0 16.7 30.7 22.5 9.0 8.0 4.0 6.2 対前回増減率 △ 62.1 △ 18.2 △ 68.7 △ 77.1 △ 59.6 △ 58.7 △ 60.9 △ 46.7 △ 48.7 △ 31.1

図 12 保有山林面積別林業経営体数の増減率(単位:%)



#### (3) 素材生産量

素材生産量は 90,990 ㎡となり、前回に比べ 10,391 ㎡ ( $\triangle$ 10.2%) の減少となっています。 素材生産量を市町村別にみると、豊田市が 26,703 ㎡ (全体に占める割合 29.3%)、新城市が 15,611 ㎡ (同 17.2%)、設楽町が 11,135 ㎡ (同 12.2%)、岡崎市が 11,047 ㎡ (同 12.1%)、 東栄町が 8,456 ㎡ (同 9.3%) の順となっており、この 5 市町で素材生産量全体の 8 割以上を占めています。 (統計表第 20 表)

# 4 総農家等

総農家数は 61,055 戸となり、前回に比べ 12,778 戸 ( $\triangle 17.3\%$ ) の減少となっています。 このうち、販売農家は 25,906 戸となり、前回に比べ 9,162 戸 ( $\triangle 26.1\%$ ) の減少となっています。自給的農家は 35,149 戸となり、前回に比べ 3,616 戸 ( $\triangle 9.3\%$ ) の減少となっています。(図 13)

総農家数を市町村別にみると、豊田市が 5,304 戸(全体に占める割合 8.7%)で最も多く、 次いで豊橋市が 4,234 戸(同 6.9%)、一宮市が 3,656 戸(同 6.0%)、田原市が 3,535 戸(同 5.8%)、西尾市が 3,277 戸(同 5.4%)の順となっています。(統計表第 21 表)

なお、本県の農家数は全国第6位で、全国に占める割合は3.5%となっています。

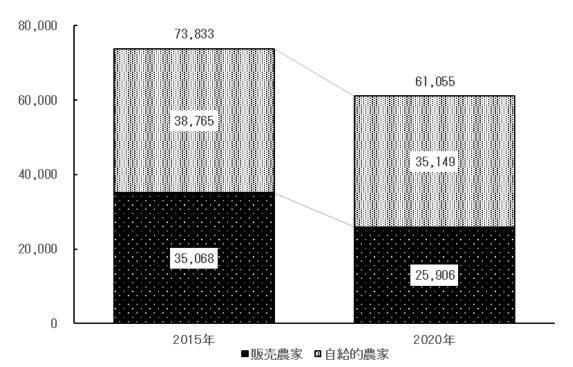


図 13 農家数の推移(単位:戸)

# 【調査の概要】

#### 1 調査の目的

2020 年農林業センサスは、農林業構造統計(統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定する基幹統計)を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

#### 2 根拠法規

2020 年農林業センサスは、統計法、統計法施行令(平成20年政令第334号)、農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39号)及び平成16年5月20日農林水産省告示第1071号(農林業センサス規則第5条第1項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件)に基づいて行った。

# 3 調査体系

調査の 種類	調査の対象	調査の系統
農林業 経営体 調 査	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者(注)	農林水産省   都道府県   市区町村   市区町村   統計調査員   調査対象 (農林業経営体)

注:試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。

#### 4 調査事項

経営の態様、世帯の状況、農業労働力、経営耕地面積等、農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況、農産物の販売金額等、農作業受託の状況、農業経営の特徴、農業生産関連事業、林業労働力、林産物の販売金額等、林業作業の委託及び受託の状況、保有山林面積、育林面積等及び素材生産量、その他農林業経営体の現況

# 5 調査期日

2020年2月1日現在で実施した。

#### 6 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査(被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法)の方法により行った。その際、調査対象から面接調査(他計報告調査)

の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査(他計報告調査)の方 法をとった。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

ただし、家畜伝染病の発生等に起因して統計調査員の訪問が困難な場合は、郵送により調査 票を配布、回収する方法も可能とした。

#### 7 2020 年調査の主な変更点

(1) 調査対象の属性区分の変更

2005 年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015 年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。2020 年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

- (2) 調査項目の見直し
  - ア 調査項目の新設
    - (ア) 青色申告の実施の有無、正規の簿記、簡易簿記等の別
    - (イ) 有機農業の取組状況
    - (ウ) 農業経営へのデータ活用の状況
  - イ 調査項目の削減
    - (ア) 自営農業とその他の仕事の従事日数の多少(これまでの農業就業人口の区分に利用)
    - (イ) 世帯員の中で過去1年間に自営農業以外の仕事に従事した者の有無(これまでの 専兼業別の分類に利用)
    - (ウ) 田、畑、樹園地の耕作放棄地面積
    - (エ) 農業機械の所有台数
    - (オ) 農作業の委託状況
    - (カ) 農外業種からの資本金、出資金提供の有無
    - (キ) 牧草栽培による家畜の預託事業の実施状況等

#### 8 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

また、未記入の項目がある一部の調査票のうち、

- ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目
- ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

# 9 経営体について

1 経営体で農業経営体と林業経営体の両方に該当する場合は、それぞれに計上されている。

# 10 用語の解説

# (1) 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は 作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者 をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15	a
②施設野菜栽培面積	350	$m^2$
③果樹栽培面積	10	a
④露地花き栽培面積	10	a
⑤施設花き栽培面積	250	m²
⑥搾乳牛飼養頭数	1	頭
⑦肥育牛飼養頭数	1	頭
⑧豚飼養頭数	15	頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150	羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000	羽

- ①その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万 円に相当する事業の規模
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐 採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。) の面積が3ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森 林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林 業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。)
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行 う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年 間に200㎡以上の素材を生産した者に限る。)

農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する 事業を行う者をいう。

林業経営体

農林業経営体のうち、(3) 又は(5) のいずれかに該当する事業を行 う者をいう。

個人経営体

個人(世帯)で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う 経営体は含まない。

団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

# (2) 組織形態別

法人化している (法人経営体) 農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

農事組合法人

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき、「組合員の農業生産 についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的 として設立された法人をいう。

会社

次のいずれかに該当するものをいう。

株式会社

会社法(平成17年法律第86号)に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。

合名·合資会社

会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。

合同会社

会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

相互会社

保険業法(平成7年法律第105号)に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。

各種団体

次のいずれかに該当するものをいう。

農協

農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織(経済連等)が該当する。

森林組合

森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

その他の各種団体

農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づき組織された農業共済組合や 農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社(第 3セクター)もここに含める。

その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、 医療法人、NPO法人などが該当する。

地方公共団体・財

地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。

産区

財産区とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。

#### (3) 労働力等

経営主

農業(林業)経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や 規模、請け負う農作業(林業作業)の決定、具体的な作業時期や作業体制、 労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。 世帯員

原則として住居と生計を共にしている者をいう。調査日現在出稼ぎ等に 出ていてその家にいなくても生計を共にしている者は含むが、通学や就職 のため他出して生活している子弟は除く。

また、住み込みの雇人も除く。

雇用者

農業(林業)経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」(手間替え・ゆい(労働交換)、手伝い(金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働)を含む。)の合計をいう。

農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方の ために雇った人をいう。

常雇い

あらかじめ、年間7か月以上の契約(口頭の契約でもよい。)で主に農業 (林業)経営のために雇った人(期間を定めずに雇った人を含む。)をいう。

年間7か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含める。

農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。

臨時雇い

「常雇い」に該当しない日雇い、季節雇いなど農業(林業)経営のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい(労働交換)、手伝い(金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働)を含む。

なお、農作業(林業作業)を委託した場合の労働は含まない。

また、主に農業(林業)以外の事業のために雇った人が一時的に農業(林業)経営に従事した場合及び「常雇い」として7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。

農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方の ために雇った人をいう。

#### (4) 農業経営体

ア土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地(けい畔を含む田、樹園地及び畑)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

#### 経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地(借入耕地)とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地(借入耕地)とした。

- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地(借り受けた側の経営耕地)とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地(借入耕地)とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、 官公有地内で耕作している場合も経営耕地(借入耕地)とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作(出作)している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、○○県や○○町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

# 耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ(斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。)、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。

しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地と はしなかった。

- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1 a 以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。 また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。ただし、 農地法第43条に基づきコンクリート床など転換した農地は耕地と した。

(6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地(いわゆる造成草地)も耕地とした。

なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は 種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新 することが確定していないものは耕地以外の土地とした。

- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合 は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、 みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきな どの栽培地は耕地とした(刈敷程度は肥培管理とみなさない。)。

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田(もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稲を作っている土地)も田とした。
- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・ 茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹 園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とし た。

なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稲を作っていても畑とした。

耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

なお、焼畑、切替畑(林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑 及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑)など不安定な土地も畑と した。

木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a 以上まとまっているもの(一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。)で肥培管理している土地をいう。

花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。

なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に 分けて計上した。

畑のうち牧草 専用地 牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。

- (1) 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。
- (2) 草地造成により造成した牧草地はここに含めた(この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。)。

田

畑

樹園地

ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。

借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

所有耕地

自ら所有し耕作している耕地(自作地)に貸付耕地を加えたものをいう。

#### イ 農産物の販売

農産物販売金額

肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額(消費税を含む。)をいう。

#### ウ農業経営組織別

单一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

準単一複合経営 経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営 体をいう。

複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満(販売のなかった経営体を除く)の経営体をいう。

#### エ 農業経営の取組

農業生産関連事業

「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「海外への輸出」、「再生可能エネルギー発電」など農業生産に関連した事業をいう。

農産物の加工

販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多少にかかわらず用いて加工している事業をいう。

消費者に直接 販売 自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している(インターネット販売を含む。)事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。

小売業

自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している(インターネットや行商などにより店舗をもたないで販売している場合を含む。) 事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。

なお、自らが経営に参加していない直売所等は含まない点で、「消費者 に直接販売」とは異なる。

観光農園

農業を営む者が、観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ又はほ場を観賞させて、料金を得ている事業をいう。

貸農園·体験農 園等 所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ている事業をいう。

なお、自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で

貸与しているものは含まない。

農家民宿

農業を営む者が、旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づき都道府県知 事等の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や 地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金 を得ている事業をいう。

農家レストラ **>** 

農業を営む者が、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、都道府 県知事等の許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材 をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事 業をいう。

海外への輸出

農業を営む者が、収穫した農産物等を直接又は商社や団体を経由(手続 きの委託や販売の代行のため) して海外へ輸出している場合、又は輸出を 目的として農産物を生産している場合をいう。

再生可能エネ ルギー発電

農林地等において再生することが可能な資源(バイオマス、太陽光、水 力等) から発電している事業をいう。

青色申告

不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の 承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け、日々の取 引を記帳し、その記録に基づいて申告する制度をいう。

正規の簿記

損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式(一般的には 複式簿記)を行っている場合をいう。

簡易簿記

「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいう。

現金主義

現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。

農業経営を行う ためにデータを 活用

効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ(財務、市況、生産履 歴、生育状況、気象状況、栽培管理などの情報)を活用することをいい、 次のいずれかの場合をいう。

データを取得 して活用

気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを取得す るツールとしてスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話、新聞 などを用いて、取得したデータを効率的かつ効果的な農業経営を行うため に活用することをいう。

データを取得

「データを取得して活用」で取得した経営外部データに加え、財務、生 ・記録して活用 産履歴、栽培管理、ほ場マップ情報、土壌診断情報などの経営内部データ をスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話などを用いて、取得 したものをこれに記録して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用 することをいう。

データを取得

「データを取得して活用」や「データを取得・記録して活用」で把握し 分析して活用 たデータに加え、センサー、ドローン、カメラなどを用いて、気温、日照 量、土壌水分・養分量、CO₂濃度などのほ場環境情報や、作物の大きさ、開 花日、病気の発生などの生育状況といった経営内部データを取得し、専用 のアプリ、パソコンのソフトなどで分析(アプリ・ソフトの種類、分析機 能の水準などは問わない。)して効率的かつ効果的な農業経営を行うため に活用することをいう。

# (5) 個人経営体

ア 主副業別

主業経営体

農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、調査期日前1年間 に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体を いう。

準主業経営体

農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、調査期日前1年間 に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体を いう。

副業的経営体

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員 がいない個人経営体をいう。

# イ 農業従事者等

経営方針の決定 参画者

経営者以外で、調査期日前1年間に自営農業に関する次のいずれかの決 定に参画した世帯員をいう。

- (1) 生産品目や飼養する畜種の選定・規模
- (2) 出荷先
- (3) 資金調達
- (4) 機械・施設などへの投資
- (5) 農地借入
- (6) 農作業受託(請負)
- (7) 雇用及びその管理

世帯員

原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は 含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。

また、住み込みの雇人も除く。

農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事している 者をいう。

基幹的農業従事 者

15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事してい る者をいう。

農業専従者

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯員をいう。

#### (6) 林業経営体

ア 保有山林の状況

所有山林

実際に所有している山林をいう。

なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した 山林を含む。

また、共有林などのうち、割り替えされない割地(半永久的に利用できる区域)があれば、それも含めた。

貸付山林

所有山林のうち、山林として使用するため他者が地上権の設定をした山林、他者に貸し付けている土地又は分収(土地所有者と造林者が異なり、両者で収益を分配するもの)させている山林をいう。

借入山林

単独で山林として使用するため地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林又は分収している山林をいう。

また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含めた。

保有山林

自らが林業経営に利用できる(している)山林をいう。

保有山林=所有山林-貸付山林+借入山林

#### イ 素材生産

素材生産量

素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。

丸太の体積を表し、一般的には立方メートル (m³) の単位で表示する。 なお、立木買いによる素材生産量を含む。

立木買いによる 素材生産 立木を購入し、伐木して素材生産することをいう。

#### (7) 総農家等

農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養 蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

販売農家

経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家

経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

家族経営体

1世帯(雇用者の有無は問わない。)で事業を行う経営体をいう。なお、 法人化した経営体(いわゆる一戸一法人)を含む。

組織経営体

世帯で事業を行わない経営体(家族経営体でない経営体)をいう。

# 11 利用上の注意

- (1) 本文の図、表及び統計表の数値については、各単位ごとに四捨五入したため、合計と内 訳の計が必ずしも一致しません。
- (2) 2015年の数値については、2015年センサス結果を2020年センサスの調査項目に合わせて参考値として組替集計したものです。
- (3) 表中に用いた記号は以下のとおりです。

「0」… 単位に満たないもの。 (例:0.4ha  $\rightarrow$  0ha)

「一」・・・・ 調査は行ったが事実のないもの。

「 X 」・・・・ 調査票情報を集計した結果(以下、「集計結果」という。)、3未満の調査対象者の集計結果を表示する場合に、各統計表の集計対象数を除き、秘匿したもの。

なお、秘匿対象の集計結果に「一」(調査は行ったが事実のないもの。) が含まれている場合も「x」表示をすることにより秘匿する。

(4) 統計表の数値については、「2020年農林業センサス」(農林水産省)によります。